

保育所や幼稚園に行く前の未就園児童とお父さんお母さんが、いっしょに来て、いっしょに遊ぶ「つどいの広場」が、6月5日(月)にオープンします。

子どもと気軽に遊びに行ける場所がない…。同じくらいの子どもの持つお母さんと、おしゃべりしたい…。いつも子どもと二人きり、最近大人と話していない…。子育ての不安、相談できる人が身近にいない…。

そんなお父さんお母さんたちを応援します。

「つどいの広場」って どんなんところ？

原則として3歳までのお子さんと保護者の方がいっしょに遊ぶところです。

保育所ではありませんので、お子さんを預けて買い物に行ったりすることはできません。

お子さんを遊ばせながら、同じくらいの子を持つお母さんとお話をしたり、保育士の資格を持つスタッフに子育ての疑問などを相談したりすることができます。

このほか、読み聞かせや紙芝居、手遊び、保健師や保育士といっしょに子育てについて話し合うなど、各種のプログラムも予定しています。

《問い合わせ先》

社会福祉課児童班 ☎62-8012

【開館日と開館時間】

月～金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前10時～午後3時

【場 所】

市役所南分館2階（市役所本庁前の道路を挟んで南側の建物）



● 育児ボランティア募集 ●

「つどいの広場」でお子さんや保護者と遊んだりお話をしたり、読み聞かせや紙芝居などのプログラムのお手伝いをしてくれる方を募集します。

時間：1日2時間程度、都合のつく日

資格：不要（育児経験のある方、熱意のある方）

※登録制です。

児童手当制度が

拡充されました

平成18年4月1日から

対象年齢が拡大

◇改正前Ⅱ 小学校第3学年修了まで（9歳到達後最初の3月31日まで）

◇改正後Ⅱ 小学校修了まで（12歳到達後最初の3月31日まで）

所得制限が緩和

所得制限限度額

（単位：万円）

扶養親族等の数	改正前		改正後	
	児童手当	特例給付※	児童手当	特例給付※
0人	301	460	460	532
1人	339	498	498	570
2人	377	536	536	608
3人	415	574	574	646
4人	453	612	612	684
5人	491	650	650	722

※厚生年金などの加入者の場合、特例により表の右側の限度額が適用されます。

認定請求の手続きが必要です

制度改正に伴って支給を受ける場合には、次の区分による手続きが必要となります。

◇額改定認定請求

現在受給している方で、小学校5、6年生のお子さんがある場合は「額改定認定請求」の手続きが必要です。

◇認定請求

現在受給していない方は、「認定請求」の手続きが必要です。所得制限限度額については請求後に審査しますので、該当すると思われる方は手続きをしてください。

現況届の提出は期限内に！

児童手当は毎年所得状況等を確認し、6月以降の支給が決定されます。現在受給している方には用紙を郵送しますので、必要な書類を添えて提出してください。

なお、「現況届」の提出がないと、手当の支給が停止されますので、忘れずに提出しましょう。

【提出先】

社会福祉課児童班または各支所福祉室

【受付期間】

6月11日(日)～16日(金)

午前8時30分～午後6時

※11日(日)の受け付けは市役所本庁のみです。

《問い合わせ先》

社会福祉課児童班 ☎62-8012
海上支所福祉室 ☎55-3119
飯岡支所福祉室 ☎57-3118
千潟支所福祉室 ☎68-1072

※今回の改正に伴う認定請求は、平成18年9月30日までに受け付けたものに限り、特例的に4月1日（または支給要件に該当した日）にさかのぼって支給されます。まだ申請していない方は早めに申請してください。

【認定請求に必要なもの】※額改定認定請求の場合には、必要な書類はありません。

①請求者本人（父または母のうち主な生計の中心者）の保険証および通帳（郵便局以外）

②平成18年1月2日以降に転入した方は、17年度および18年度児童手当所得証明書（1月1日の住所地で請求）

③平成17年中に転入した方は、17年度児童手当所得証明書

④児童と別居している方は児童の属する世帯の住民票（市内の場合は不要）